

## 《助成事業基本要件》

◎各種助成事業で、以下の全てに該当するものが助成対象です  
本年度、助成内容や書式等の変更がありますので確認下さい

### ① 助成対象期間

令和5年4月1日～令和6年2月29日

注) 助成対象期間外の導入・支払い・リース契約等は、助成対象外

### ② 助成対象機器及び対象者

※石川県で登録の貨物運送自動車に対象機器を装着するもの

※石川県所属の運転者が受診・受講するもの（退職者は対象外）

### ③ 会費の滞納がないこと

### ④ 支払いは、買取り及びリースのみ（一部買取りのみの場合あり）

※請求書又は見積書(リース)に、メーカー名、型式、価格が記載してあること  
(車両一括の場合、車両代内訳に記載)

※インターネットを利用した振込の場合、振込が完了した(振込指定日以降)  
書類が必要。受付・予約・承認済等の書類だけでは支払証拠書類になりません  
(振込日の入出金が分かる通帳等の写しを追加できれば可)

注) 助成対象外(クレジットカード決済、手形払い〔支払期日が翌年3月以降のもの、インターネット等利用の手形決済(でんさい等)〕、車両・装置等の  
割賦(売買)契約・延払契約・転貸リース、売掛相殺等支払証明できないもの)

### ⑤ 導入・受診等する前に、必ず事前申込書を提出すること

※事前申込書のみ、FAX(076-239-2287)または  
Mail(jyoseikin@ishitokyo.or.jp)で申込できます

(申込なし・実績報告書と同時提出の場合は、対象としません)

### ⑥ 各助成金の申込み額が、予算額を超過した場合には、受付 期間内であっても、締切ります

※ホームページ・トラックのひろばをご確認ください

### ⑦ 事前申込提出期日

令和5年4月1日～令和5年12月25日

※4月分は、実行後であっても提出が必要です

### ⑧ 各種助成制度 実績報告書類提出期限

令和6年2月29日迄(消印有効)

※事前申込済でも報告書の提出がなければ、助成はしません

原則、導入・支払・リース契約後、30日以内に提出すること

(協会からは、未提出について、一切連絡いたしません)